

# マイナンバーカードと健康保険証 の一体化について

## （1）資格確認書の仕組みの整備

- 健康保険証を廃止するとともに、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある者が必要な保険診療等を受けられるよう、当該者からの求めに応じ、各医療保険者等は、医療機関等を受診する際の資格確認のための「資格確認書」を、書面又は電磁的方法により提供することとする。

## （2）特別療養費（※）の支給の通知の仕組みの整備

- 健康保険証の廃止に伴い、短期被保険者証の仕組みは廃止する。
- 長期にわたる保険料滞納者に対する保険料の納付を促す取組として、これまで行われてきた被保険者資格証明書の交付に代えて、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を行う規定を整備。

※医療機関の窓口で医療費を全額（10割）支払った後、後日申請により保険給付分（7割又は8割分）の払い戻しを受けること。

## 2 発行済の健康保険証の取扱いについて

### マイナンバー法等の一部改正法

- 発行済みの健康保険証については、健康保険証廃止後、1年間（有効期間が先に到来する場合は有効期間までの間）、有効とみなす経過措置を設けている。

公布日：令和5年6月9日

施行日：公布日から1年6月以内の政令で定める日

廃止から最長1年間有効

施行日  
(令和6年秋)

施行日から1年目の前日まで  
(令和7年秋)

現在、本市の保険証の有効期間は、  
8月から翌年7月までの1年

【令和6年8月発行の例】



保険証

8月

発行時の有効期間が1年の場合 令和7年7月末まで

有効期間を令和7年秋まで延長して発行した場合

(国資料より抜粋)

### 3 直近の国の動向

#### < 令和5年8月4日首相記者会見内容より >

- 資格確認書の有効期間は最長5年以内で、保険者が設定する。
- マイナ保険証を持たない被保険者全員に、職権で資格確認書を交付する。
- マイナ保険証を保有後も、保険証の利用登録を解除すれば、資格確認書を取得可能。
- 資格確認書の様式は、現行の保険証とサイズや材質は同じものにする。
- 現行の保険証の廃止時期を2024年秋から延期するかどうかは、今秋までの総点検の結果を踏まえて最終判断する。（国では、今後発行済みデータ全体を対象に誤登録の疑いがあるものについて、本人への確認を行う予定。）  
※延期する場合には、再度法改正が必要。

#### < 本市の対応 >

- 国の方針が確定次第、今後の対応（案）を策定する。